

REPORT

米国商標庁による商標料金改定

2016年11月29日

米国特許商標庁は、2017年1月14日から施行となる一部の商標料金の改定について公表しました。本スペシャルレポートでは、最も関連のある料金改定についての概略を記載します。

I. 書面によるファイリング

電子ファイリング奨励のため、大多数の料金引き上げは、書面によるファイリングを対象とするものです。弊所では、ほとんど全てが電子ファイリングのため、弊所のクライアントの皆様には、本改定による著しい影響はないように思われます。

II. 使用宣言書

登録日から6年および10年の時点で納付義務がある使用宣言書(Declarations of Use)(第8条もしくは第71条)の提出手数料は、一区分につき100ドルから125ドルに引き上げとなります。

III. 使用意思延長手数料の引き下げ

使用意思(ITU)に基づく出願における使用を開始するための6ヶ月の延長期間の手数料は、一区分につき150ドルから125ドルへ引き下げとなります。

本改定は、(i) 使用意思(ITU)に基づく出願において提出可能である全5回に亘る期間延長の利用を希望する出願人にとって、もしくは(ii) 複数の区分の使用意思(ITU)に基づく出願に対して、特に役に立つように思われます。このような延長の累積費用は、使用意思(ITU)に基づく出願を十分に活用するのに著しい障害となるからです。

IV. TTABへの提出手数料

商標審判部(TTAB)への異議申し立てもしくは取り消し手続きの提出手数料は、一区分につき300ドルから400ドルに引き上げとなります。

TTABにおける査定系審判(ex parte appeal)費用は、一区分につき100ドルから200ドルに引き上げとなります。

V. 異議申し立て期間延長手数料

今回初めて、異議申し立て期間延長には、状況に応じて、100ドルもしくは200ドルの手数料が課せられます。

従来、反対派が、公開出願に対して異議を申し立てる期間を最高90日まで延長する際に、手数料が課せられていなかったため、またそのような延長申請の際に不利となることがほとんどなかったため、本改定は顕著なも

2016年11月29日

のとなります。どちらかといえば名目上とはいえ、手数料納付義務により、反対派が重要でないものを重要であるとして問題提起する期間延長を最小限とすることを意図としています。登録完了の際に、出願人が、取るに足らない遅延を見ることが従来と比べて少なくなるように思われます。

このような料金改定についてご質問もしくは他の商標関係のご質問等ございましたら、弊所の商標部門(TrademarkGroup@oliff.com)までご連絡ください。

* * * * *

William J. Utermohlen 弁護士が、本スペシャルレポートを執筆しました。同弁護士は、弊所バージニア州アレキサンドリア市オフィスのパートナーです。

Oliff PLC は、米国バージニア州アレキサンドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多数の幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャルレポートは、今日重要性の高い法的論点に関する情報を提供することを意図とするものであり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、*Oliff PLC* の法的見解を構成するものでもありません。このスペシャルレポートの読者が、この中に含まれる情報に基づいて、行動を起こす場合には、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、電話(703) 836-6400、ファックス(703) 836-2787、email@oliff.com、又は277 South Washington Street, Suite 500, Alexandria, Virginia 22314, USA までお問い合わせください。当事務所に関する情報は、ウェブサイト www.oliff.com においてもご覧いただけます。